

平成18年8月31日  
於：環境省第1会議室

資料5

## 環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する 検討会（第3回）

### 議 事 録

経 済 産 業 省  
環 境 省

## 目 次

1 . 開会	1
2 . 委員の出欠状況、資料の確認	1
3 . 議事	
公害防止管理の取組状況について（篠原委員）	1
公害防止管理の取組状況について（山次委員）	6
公害防止管理の取組状況について（神谷委員）	8
公害防止管理の取組状況について（岩淵委員）	11
公害防止管理の取組状況について（志々目委員）	15
説明に対する質疑	18
議論の中間整理	24
4 . 自由討論	27
5 . 閉会	33

## 1. 開 会

岩松環境指導室課長補佐 本日は御多忙の中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会第3回を開催させていただきます。

それでは、これより先、議事の進行を石谷座長をお願いいたします。

## 2. 委員の出欠確認、資料の確認

石谷座長 本日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。

それでは、まず事務局から本日の委員の出席状況について御報告をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 本日は、10名の委員並びに1名の代理の方がご出席です。代理出席の方を御紹介いたします。

新日本製鐵株式会社代表取締役副社長関澤委員の代理で、新日本製鐵株式会社環境部環境防災技術グループ、グループリーダー吉田言様が御出席です。

石谷座長 どうもありがとうございました。

次に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 配付資料は、資料の1から8まででございます。資料1が議事次第、資料2が篠原委員の御発表資料です。資料3が山次委員の御発表資料です。資料4が神谷委員の御発表資料です。資料5が岩淵委員の御発表資料です。資料6が志々目委員の御発表資料です。資料7が議事の間際整理でございます。資料8が第2回検討会議事録であります。不足等ございましたら、事務局の方までお願いいたします。

## 3. 議 事

石谷座長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事は、事業者並びに地方自治体における公害防止管理の取組状況、そして議論の間際整理を予定しております。

まずは、事業者並びに地方自治体の委員の方から公害防止管理の取組状況及び今後の方向性についてそれぞれ15分程度の御発言をいただいた後、委員の御発表の内容について一括して意見交換を行いたいと思います。その後、事務局から議論の間際整理について説明の後、自由討論を行いたいと思います。

それでは、まず事業者並びに地方自治体の公害防止管理の取組状況について、委員の方から順次御説明をお願いいたします。

### 公害防止管理の取組状況について（篠原委員）

篠原委員 それでは、資料2で化学産業の公害防止対策の取り組み状況ということで

御説明申し上げます。

資料が結構たくさんついております。実は私どもの会社の実例を御紹介するに当たっての参考の資料をつけております。最後に「資料2（参考）」というのがございまして、社団法人日本化学工業協会の事務局で日本化学産業の代表的な取り組み状況をまとめております。ただ、日本化学工業協会といってもいろいろな業種がございまして、1つの共通した切り口ではなかなかまとめにくいということで、3枚つけておりますけれども、1枚目だけを簡単に御紹介いたします。

大項目としまして、事務局の方から御要請のありましたような形でまとめております。中項目、それから「化学関係各社の典型的な状況」ということで書いてございますけれども、非常に細かいことを書いています。

1の「公害防止体制の概要」につきましては、基本的には各社とも各事業所に環境管理の担当部門を設置していろいろな管理をしている。下の方にいきまして全社的な問題、工場における取り組み等々をみますと、まず1番として、公害の法令違反を企業の事業リスクとして認識していない企業は基本的にはないということ。もう1つは、化学でございまして、爆発火災に伴う操業停止、環境汚染に対する操業停止の問題等は非常に大きな課題として考えている。工場におきまして、公害防止の意義は大きいと工場全体では考えているということでございます。ただし、これは後で私どもの例で申し上げますけれども、どれだけ実効性あるやり方をしているかというのが1つの課題かなと考えております。

教育にしましても、いろいろな形で法令教育等を各社ともしているということで、利害関係者とのかわりについても、最近につきましては環境報告書とかCSR報告書をほとんどの会社で出しているというのが実態でございます。

ただ、これだけですと実態がみえてこないということで、A4の横の資料2「公害防止対策の取り組み状況」で、私ども三井化学の例を挙げて、どんなことをしていて、何を今課題として考えているかということをお説明申し上げます。

目次の1から4は、先ほど申しましたように事務局から御要請のあった項目に従ってここで分けて御説明いたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。まず「全社的な公害防止対策への取り組み」ということでございます。実は表の一番上に書いてございますが、私どもも過去に法令とかルール違反問題がございました。その問題の発生を契機に、恐らくこれは5年ぐらいの間にそういうものが起きているということで、体制を非常に強化してきているというのが実態でございます。

まず「公害防止管理の意義の認識」ということで、事業リスクとしてどう考えているかということをごここに書いてございます。法令違反は、企業の死命を制す重大なリスクがあると認識しております。例えば操業停止とか許可を取り消されますと工場の操業ができなくなるということで、これは会社の存続にかかわる問題だという認識でございます。当然地域社会との関係も非常に悪くなりますので、社会的な信用も失われる。こういう認識は経営者もそうですし、本社、工場トップ、幹部はまさに耳の痛いほどといいますか、身にしみて感じている部分でございまして、過去に私どもの違反で起きたいろいろな結果をみますと、これはとんでもないことだと考えております。

それから、「全社的な公害防止対策」といたしまして、近年CSR体制というのが各社

で盛んに行われておりますけれども、私どもも実はCSRという組織をつくったのが去年で、ちょうど1年ほど前でございます。

化学産業でRC（レスポンシブル・ケア）という言葉がございます。これは十数年前だと思いますけれども、世界の化学工業が一斉に行って、それに基づいて日本化学工業協会も行い、各社が同じ考え方で進めているところでございまして、これは去年からでなくて、ずっと十数年やっているということでございます。

それからリスク管理。これも元々企業に対するいろいろなリスク、何が起こるかということでもリスク管理委員会等においてこういう活動を行っております。

それから社会貢献。これは今までいろいろやっておりましたけれども、特に社会貢献というキーワードで、私どもは社会にどう貢献していこうかということで、この3つの考え方を1つのCSRというものに集約しています。

それから、若干他社と違うのは、工場を含めた社員にサポーターと称して200名ほど手を挙げていただきまして、いろいろな場でいろいろな活動をこの200名が今やっているということで、そういう意味ではボトムアップという形でのCSR活動を行っております。

それから、コンプライアンスへの取り組みでございます。これはどこでもあります。「コンプライアンスガイドブック」、これは2006年版ですけれども、随分前からこういうものを配付して社員の教育等で使っております。

まず1枚開けていただきますと「はじめに」とありまして、「法令・ルール遵守のために」ということで、「社会の一員として」「お客様、取引先に対して」「同業者との関係において」「株主・投資家に対して」「三井化学グループ社員として」、企業のコンプライアンス上のいろいろな問題をQ&Aという形で書いてございます。

例えば社会の一員というのは、今回ありますように環境保全とか安全確保というようなことでございますし、お客様に対しては取引の問題、独禁法の問題、そういうこともございます。それから、インサイダー取引とか個人情報の保護、もう少し言いますと差別、セクハラ、パワハラの問題等々、いろいろな例を挙げて教育しておりますし、リスクのホットラインもありまして、専任者と弁護士さんのところに相談できるような形になっております。

それから「監査体制」。これは、本社からの役員による監査はずっと前から行っているのですが、特に公害問題についての環境のリスクがかなり大きいということで、例えば排水の設備が本当にいいのか、現地をみながら監査をするということもやっておりますし、専任組織の監査組織を本社及び工場にも置いております。これは「2003年1月」ではなく「2004年1月」の間違いでございます。高圧ガス保安法の違反問題を契機に、工場に検査管理部という高圧ガス保安法に基づく検査管理組織、監査の組織を置きまして、高圧ガス保安法だけではなくあらゆる法律に対する監査をここで行うという組織を今工場に置いております。

それから、「本社 工場との役割分担・権限」。これは3ページ目で御説明します。

これから御説明いたしますように全体的にいろいろな体制をとっておりますけれども、経営トップと工場長・管理者層と一般従事者の意識レベルがどこまで合っているかというのは、私どもの非常に大きな課題だと考えております。ですから、経営トップの社長の言っていることが末端のどこまで浸透しているかというのが大きな課題だと考えております。

次に、3ページ。これは本社と工場の役割を見ておりますけれども、公害だけでも環境全体でも同じ形でございます。本社の中で一種のP D C Aを回しております。これは年間の経営の中で1年間のプランをし、それを実際に行って、それをレビューしながら次の年につなげていく、そういう形でチェックをやっておりまして、実際は工場がdoを行って、doの中でもP D C Aを回していく、こういうシステムで今動かしております。

「役割分担」はたくさん書いてございますので詳しく申し上げませんが、本社は基本的にはいろいろな大きな戦略なり施策を策定し、それを実施しチェックしていくということ、工場の場合はそれを受けて実際のアクションとしてつなげていく、これも一種のP D C Aを回すということでございます。

「権限」につきましては、生産・技術部門長 私がそうなのですが という組織の下におきまして、いざという場合のプラントの停止も含めた指揮命令する権限をもっている。これは社則で明快地掲げております。工場は工場で、工場長が自分のところのプラントの停止権限をもっているということでございます。

その次のページを開けていただきますと、工場においてどの部署でどんなことをしているかということを書いてございます。「工場内での公害防止のための役割分担」ということで、通常時については、環境安全部が公害防止の工場施策を立て、製造の部署が実際に設備を運転し、検査とか測定も含めて公害防止の管理、あるいはいろいろな設備的な対策の実行を行います。それから設備の診断・保全、そういう公害防止の設備的な問題があるかどうかは工務部のところ、今私どもは技術部と称しています。それから法令教育、自治体への報告・申請等々は環境安全部が実行します。

日常データのチェック、ここは非常に重要でございまして、データのチェックをどうしているか。基本的には製造とか環境安全がチェックするとか工場内での監査、検査管理というのは、先ほど申しましたように、高圧ガス保安法に基づく検査管理組織という部をつくりまして、高圧ガス保安法だけではなくてあらゆる法令に対して監査するという機能をここでもっております。

それから「測定データ」の取り扱いですけれども、基本的には分析技術が非常に発達してきておりまして、オンラインで連続分析できるものについて、例えばC O D、p H、N O xは直接データをシステムへ自動的に入力される。これは人間の手で改ざんすることができないようになっております。ただし、オンラインでできないような分析がございまして、これはオフラインでやります。サンプリングして出てきたデータをデータシステムへ手入力する。担当者とその上司のダブルチェックでやっているということでございます。それから、これはずっとトレンド的に管理しておりますので、設備の状況がいいか悪いかということをご各部署で把握できるようにしております。

それから、普通は問題ないのに何か問題が起きたとき、工場の中での非常時の体制は社則で決まっております、現場の指揮、広報、行政対応等の役割分担は各部署で行うということです。会社全体に非常に大きな問題になるようなところは、工場長が直接社長に報告するというように義務が付けられております。したがって、何か起きたときの緊急対策ということでこういうことにしております。

次の5ページ、従業員の教育でございますが、これも過去の法令・ルール違反の教訓、技術の伝承、すなわち今従業員は50歳を中心とした1つの山と35歳ぐらいを中心とした1

つの山がございまして、35から45歳の間がかなり薄くなっているというのが私どもの実態ですけれども、恐らくこれは全国的な規模でほとんどそういう形になっているのではないかと考えております。そういう意味で技術の伝承の問題は非常に大きな課題になっております。そういうことも含めて教育を非常に強くしようということで、今いろいろな施策をとっております。

まず「コンプライアンス関連教育」は、全社的な法令及び法令遵守教育。これは本社の従事者も含めた教育を義務づけておりまして、受講者については試験で確認していくということで、全ての従業員に対してこの教育を義務付けております。

あとコンピューターでeラーニングというシステム。職場の中で仕事に暇なときパソコンを自分であけて教育できるようなシステムをつくっております、これを今構築しているところでございます。

それから、現場従事者のための全社の研修センター。要するにオン・ザ・ジョブ・トレーニングでなくてオフ・ザ・ジョブ・トレーニングになるのですけれども、全社の工場で行っている教育で足りないところを1カ所にまとめた形の研修センターを今年の10月にスタートするため今準備を進めているところでございます。この中でも公害防止、法令遵守の重要性等をカリキュラムの中に組み込んでおります。

それから、「製造部門・工場の中の環境安全部門での教育」。これは環境安全部がみずから法令とか法令遵守教育、環境関係の教育とか訓練をしております。

製造部では、実際に従事する現場でのOJT、非常時の措置訓練、シフトクルー教育等ということ。このシフトクルー教育を最後につけてございます。「シフトクルー教育実施モデルNo.16」と書いてあります。これは千葉県の市原工場の例でございます。各工場にこういうのは全てございます。左上の分類で「運転技術」、課目名が「環境保全」となっています。これはいろいろなカリキュラムがありまして、カリキュラムの中身をここに書いております。ここでA段階、B段階、C段階がございまして、A段階は入社から1年間、B段階は入社2年から4年、C段階は入社5年から7年、これをステップ 1として必須で7年間こういう教育をする。それが終わったときは選択になるのですけれども、8年以降になりますとまた別の教育を行う。入社から20年ぐらいまでの間での教育をずっと続けるシステムでございまして。「環境保全」という項目でございまして、A段階ではプラントの排水、騒音等の管理値。管理値は、なぜこういうことをやっているのだという役割を現場で教えていく形にしております。あとB段階、C段階、同じように少しずつレベルを上げた教育をいたしております。

最後の6ページで「利害関係者との関わり」、いわゆるステークホルダーとの関わりということ。これは先ほど申し上げました「CSR等を通じた株主とのコミュニケーション」ということで、CSR報告書を発行しているとか、株主総会で株主様に製品やCSRの取り組みについて展示コーナーをつくるかということをやっております。

もう1つは「自治体とのコミュニケーション」。これは非常時にはちょっとしたぐらいでもすぐに通報するということが義務付けられておりまして、確実にやるような形で進めております。要するに何か問題があったときは、消防は企業で判断するな、まず連絡をするというのが今徹底されております。判断は消防がする、そのようなことでございます。

通常時は、自治体とは変更申請、条例の解釈等のコミュニケーションがありますけれど

も、特にいろいろ困っているときの相談はなかなかやりにくいような状況があるというのが正直なところでございます。できるだけ相談に行くようにはいっていますけれども、いろいろな思いがあってなかなか行きづらい。

それから「地域住民等とのリスクコミュニケーション」。これは非常時の場合には、例えば火災が起きたとき私どもは広報車を出して近所に連絡するとか自治体に報告する。通常時は広報誌とか対話、工場の見学をしたりしております。

名古屋市にあります名古屋工場の例を御説明いたします。「たんごどり」というパンフを付けてございますが、「号外」というのを見ていただきますと、2004年に自主的に土壌汚染とかの調査をして、不安を与えるといけないということで、工場のレイアウトと工場内のどこでどういう汚染があったかということをお隣の皆さんにすべて公開して説明しております。裏のページはいろいろな処理設備を写しております。自治会の方に工場を見ていただくということもしております。2枚目は通常の定例号でございますけれども、こんなことをしているということと、その裏にはその後の土壌汚染あるいは地下水汚染の調査のデータを載せてお隣の方にお話をしている。最後のページはCSR報告書の中でございますが、今の名古屋工場で見学をしていただきまして意見交換会をするということにいたしております。正直いまして化学工場というのはよくわからないといわれます。回数を重ねるようにして御理解いただくような形で努力しております。

今まで申し上げたことは、前回私がこの委員会で申し上げたとおり、コミュニケーションということが非常に大きなポイントであると考えております。例えば社長の思いが現場のどこまで通じているか、あるいは工場の管理者と現場の従事者の間でコミュニケーションギャップがあるのかなのか。もう1つ申し上げますと、企業と自治体との間でコミュニケーションがよくできている関係があるかどうか、これだけの施策をしても確実にそれが実態としてできているかどうかという心配がございます。それを払拭するためのコミュニケーションをどうやっていくかということが最大の課題だと考えております。

ちょっと時間をオーバーしましたけれども、以上でございます。

### 公害防止管理の取組状況について（山次委員）

山次委員 では、事務局からの設問に沿って具体的にQ & A形式でキッコーマンの取組みの状況を御報告いたします。

資料3の1番目の(1)が「全社的な公害防止体制への取組」ということで、 が「公害防止管理の意義の認識」。問いが「公害防止違反をどのようなリスクとして捉えていますか」ということですが、先ほども説明がありましたように、当社も法令、社会規範、倫理の遵守は企業としての社会的責任の基本であると捉えています。当社も社会環境報告書を出していますが、後ろに資料 というので、その報告書をコピーしております。最初のところにそういう言葉が書いてあります。

「公害防止体制の整備」、「全社的な公害防止対策の策定」ということで、資料 を添付していただきますけれども、本社としてはグループ全体の環境保全を推進する組織である環境保全統括委員会で決定し、それを環境保全委員会に展開します。これは技術系と営業系の2つがあり、その下に各種委員会があります。

当社の場合特筆すべきと思うのは、1999年にこのような体制ができたのですが、環境保全統括委員会の委員の中にグループ企業の代表取締役も入っており、グループ全体で活動しようという考えで行われていることです。

答えの2点目ですけれども、トップの決定だけで全てが上手く行くわけではなくて、グループ企業の環境担当者の情報交換会を結成していろいろな問題が聞けるようにということと、このようなネットワークをもとに情報を流すということをやっています。これは去年からスタートしています。

次の問いが「監査体制の構築」ということで、これもかなり早い時期かなと思うのですが、1972年に現在の環境部の前身が設置されました。下に書いてありますけれども、その中身が環境企画管理グループと分析センターということで、分析センターというのは、排水、大気、騒音、振動の測定をします。測定しまして、異常の場合、グループ企業の数字は企画管理グループの方でチェックして指導等を行うという体制になっています。

次の問いの「工場と本社の役割分担」については、工場は公害防止の実行、本社はそのための指導・支援・監査を行っています。

次の問いの「公害防止部署の権限」ということですが、本社の環境保全部署は環境保全に関する目標（中長期を含めて）や方策の策定を行い、環境部長は私ですけれども、社長への定例報告、2カ月に1回は必ずという状況でやっています。

2番目が「工場における公害防止対策への取組」ですが、「公害防止管理の意義の認識」の問いである、工場長から現場レベルまでの認識はどうかということですが、いろいろ見ていると、工場ごとにその認識の差がある。工場長は比較的意識が高いのですけれども、現場レベルまでそれがいきにくいような傾向があると思われれます。

「公害防止体制の整備」に関し、「工場内での公害防止のための役割分担」ですけれども、公害防止管理者届出というのがしっかりしてしまっていて、これで実際やっています。それともう一つは、ISO14001で事務局あるいは内部監査員の役割がしっかりしていますので、分担は比較的明らかにされています。

「公害防止部署の権限」ですが、権限は付与されており、優先順位は高いと考えられます。

「測定データ（一次情報）の取扱い」ですけれども、これは大気、水質、廃棄物の担当者が記録しまして、それぞれの公害防止管理者がチェックしています。

「測定データの活用」ですけれども、異常の場合は公害防止管理者から工場の統括者あるいは本社の環境部に連絡が来るようになっています。

「有資格者の配置」ですが、これは有資格者が担当しています。

「環境部門と製造部門との連携」ですけれども、工場の環境管理部門というのは設備系の方が担当してしまっていて、比較的よく協力し合っています。

3番目の「公害防止対策に関する従業員教育」ですが、「コンプライアンス関連教育」ですけれども、これはいろいろな段階で教育があります。例えば新入社員は、1時間の環境教育があります。また、中堅社員、海外工場に赴任する社員の場合は環境教育を行います。ISO14001の研修で当社の環境理念とか環境関連法令（廃掃法とかリサイクル法）さらに環境保全の活動を教育しています。

「環境技術・環境対策に関する教育」としては、工場ごとの現地見学会があり、他社工

場あるいは廃棄物処理工場などを見学します。それと工場間の勉強会があり、進んでいる工場の知識を取り入れるようにしています。あと環境担当者の環境保全懇談会があり、環境担当者同士で勉強をする会があります。個別には、例えば排水問題という場合は排水処理業者から学んでおります。

「製造部門、環境安全部門での教育内容」ですけれども、ISO14001を通して、例えば事故対応訓練などが行われております。

「どのような者が環境教育に携わっていますか、体制は十分でしょうか」ということでは、環境部の人間が工場に行き行って個別の教育を行っており、いろいろなケースにおいて説明・教育をしています。工場のISO14001の事務局員が当社内の別の工場に行き行っての環境教育もあります。ISO14001内部鑑査員研修では外部講師を依頼しております。体制としてはかなり整っていると考えられます。

4番目、「利害関係者との関わり」ですけれども、「CSR等を通じた株主とのコミュニケーション」は、先ほども説明しましたが、報告書の発行や株主総会のときに環境保全活動を積極的に展示しています。これは後ろの資料をみていただければ詳細が載っております。

「自治体とのリスク・コミュニケーション（通常時、非常時）」ですが、農林水産関連、これは食品関連ですけれども、そういう企業の環境保全協議会とか千葉県環境保全協議会、野田市の環境審議会、このような業界、県、市、またこの分科会等もありますが、そういうところにもできる限り参加して情報の入手や発信が行われております。非常時の場合は特に速やかに県や市の指導、野田の方ですと千葉県の東葛県民センターというのがありますが、そういうところからいろいろな指導を受けるというふうに努めております。

「地域住民・NGO（通常時、非常時）」ということですが、これも工場の付近の住民に定期的な訪問を行っていろいろな情報入手に努めております。非常時やいろいろなクレーム等には最優先で対応しています。

最後に5番目ですけれども、事務局の設問の中に業界についてはどうかというものがありましたので、当社の所属する食品業界については、(1)番から(4)番を考察すると、雪印事件にみられるように消費者離れは会社の根幹を揺るがすものであります。ですから、そういう意味からも公害防止への意識が非常に高いと思われれます。ただ、食品業界というのは非常に多品種の商品であり、なおかつ企業規模も大きいところから本当に小さいところまでありますので、その取り組み内容はかなり異なっているのではないかと考えられます。

### 公害防止管理の取組状況について（神谷委員）

神谷委員 静岡県浜松市からまいりました神谷理研株式会社の神谷です。それでは発表させていただきます。

資料4になります。大きく2つに分けて発表させていただきます。1つは、電気めっき業界における取り組みが1つ、それから私どもの神谷理研における取り組みということで発表させていただきます。

まず最初に、「電気めっき業における環境保全対策」という3ページの資料があると思

います。我々の業界は、基本的にはほとんど中小企業という特殊性があります。中小企業で下請業ということです。

まず、1として「電気めっき加工と環境保全対策の概要」ということで、そこに書いてありますが、基本的には水質汚濁防止法が公害対策の最重点になります。

1の(4)で法定管理責任者はそこに書いてあるとおりです。

第2項で「生産等の概要」、ここを御覧いただきたいのですが、事業所数としては日本全体で約2,000事業所で、従業員が5人以下が600、10人以下が1,000、20人以下が1,500ということで、いわゆる中小企業の集まりということです。従業員数は、全体で約3万人で、1事業所平均約15人。生産額も4,000億円、1事業所平均約2億円ということであり、排水量としては、日量50トン未満が1,400、50トン以上が600。50トン未満という分け方はどういう意味かといえますと、排水規制がここで変わってくるという意味です。排水先は河川等と公共用水域が600、下水道が1,400。新規立地あるいは移転立地の場合はほとんど下水道へと変化しておりまして、下水道に排水するケースがどんどん増えているということです。そのような実態をまず御認識いただきたいと思います。

3番目に書いてありますように、いろいろな環境法の規制を受けておりまして、水質汚濁防止法、下水道法が一番なのですが、大気汚染防止法、あるいは最近できました土壤汚染対策法、これがなかなか頭の痛い問題です。あるいはPRT R法等々、法律はどんどん新規に増えおり、環境法としてはいろいろな規制があります。

その次の2ページ目です。全国鍍金工業連合会というものがあまして、この取り組みとしては基本的には環境対策で全組合がまとまっているということで、いろいろなガイドラインを作ったりしております。最近では、平成16年に土壤汚染対策のガイドライン、17年が「環境に配慮しためっき事業者」ということで、この辺は経産省の方から補助金をいただいて実行してPRしているということです。

あと実際に排水のデータ調査、あるいはVOCとかニッケル排水等の自主管理等々を行ってきております。

5番目の「環境保全対策上の課題等」ということでみますと、事故が全然ないわけではなく、設備の破損・故障による事故、あるいは人間のミス、この2つが圧倒的に多いです。

問題点としては、環境保全ということは我々の業界にとって生命線になるわけですが、非常に小さな会社が多いものですから、それに時間とかお金を十分かける余裕がなかなかないということが問題になっています。それはそれとして、その辺を補完するために各都道府県にそれぞれの組合、全国の連合会ということで中小企業が力を合わせて対策を立てて実行しています。

業界の説明はそのくらいにいたしまして、神谷理研株式会社の説明をいたします。資料4です。まず2ページ、「会社概要」です。別途「環境報告書」がありますので、両方御覧いただきたいと思います。右の上に「環境報告書P3、4」と書いてあります。そちらも是非御覧いただきたい。私どもの製品とかどんなことをやっているかというのを御覧いただきたいと思います。会社の概要としてはそこに書かれており、基本的には日本でやっていますけれども、最近タイのアユタヤの方でも合弁事業ということでやらせてもらっています。最近是我々中小企業も海外へ出る時代になってきたということが大きな変化だと思えます。

「事業内容」も3ページ、4ページを御覧いただければ大体わかります。

「企業理念」ということで、これは「環境報告書」の2ページ、3ページに載せております。基本的に、「経営方針」の中に書いてありますように、「環境問題を経営の重大課題として、環境保全と社会への貢献に努めます」と。ただし、「企業の永続的な発展を目指し、適正な利益の確保に努めます」と。環境保全活動をすることによって結果的に利益を生んでいくというような活動をしたという思いで実行しております。

その次の5ページ目「環境に関する主な取組状況」ですが、2000年の3月にISO14001を認証取得しました。正確ではないかもしれませんが、業界では多分10番目くらいではないかと思っています。

お手元に配付させていただきました「環境報告書」というのは比較的大企業が出しているわけですが、我々もある意味会社案内ということも含めてこういうものを作ってみました。監査機関はドイツのラインランドというところの指導を受けて作りました。この辺はどっちかというと基本的に社員向けというふうな考え方です。

6ページ「公害防止に係わる業務」については、基本的にメッキ業の場合は水質に関する公害防止業務が中心になります。

7ページ、排水処理関係について御説明いたしますと、私ども、正社員が80名くらい、全体で100名から110名ということで、基本的に公害防止管理者が必要になり、水質12名、騒音2名、大気1名という公害防止管理者を置いております。どちらかというみんな若い人です。緊急時の連絡は、そこにありますように市の環境部、産廃、下水道、保健所、国交省、労基署、消防署、警察署、もちろん、これ以外に社内の連絡もありますが、何か問題があったらここに直接連絡しろということになっております。

8ページ目です。環境報告書の13、14を御覧いただきたいのですが、工場として、我々、水は地下水を使って排水は下水道を使っているわけですが、水質保全、廃棄物管理、大気の汚染防止等々、そこにいろいろなハードの手段というのですか、特に静岡県は地震対策の問題があり、当然建築上は規制がかなり厳しいですから地震で壊れるような建物を造るということはないわけですが、その中で例えば地震で配管が傷むとか薬液のタンクから液が漏れるとか、そのようなことがありますので、新しい工場については基本的には今工場にあるすべての薬液、水等が外に溢れないような仕組み、薬液に関してはもちろんFRPできちっと管理して外へ出ないということをハードという面では実行しております。古い工場についてはそこまでできていませんけれども、だんだんそのようなことをやっていきたいと思っています。例えば大気汚染関連でも、今重油価格が非常に上がっていますけれども、我々は最初から天然ガスを使ったボイラーに切り替えをして、コストは非常に高いわけですが、大気汚染については余り考えなくていい、クリーンエネルギーということでやってきました。結果的に石油が上がってきたものですからだんだんコスト差がなくなっているというのが現状であります。そういう工場そのものにある程度いろいろな仕掛けをするということが1つあります。

その次の9ページですが、具体的にどのような排水の管理をしているかについては、設備的にいいますと、当然排水処理の管理者が毎日1回点検し、それから排水処理装置の外部点検、これは専門家、業者による点検、年1回実施しています。

運用状態としては、排水処理管理者による運転状態の確認を1日4回。排水のチェック

をそれぞれ記載の回数で実施しています。

それから、めっき組合による相互パトロール制度というのがあります。めっき組合の会員会社をめっき組合の公害パトロール員が回って、水を汲んでそれを分析して、問題があれば注意を喚起するというのを長年やっております。

市の環境部との関係につきましては、毎年法律が変わりますので、そのときには当然違反事例とか法規制の変更、その他注意点ということで、当然環境部がいろいろなセミナー等の行事をやるわけですが、それに関してはめっき組合として全面的に協力をさせていただいており、かなりコミュニケーションはとれていると自信をしております。

1つ非常に大事なことですが、公設試というのですか、工業技術センターの役割が我々業界にとって非常に大事です。大企業の皆さんは余り関係ないですけども、中小企業はこの工業技術センターが非常に大事です。セミナーに関しては、技術セミナー、環境セミナーが大体4回から6回、我々の環境委員会と技術委員会が共同でやるわけです。見学会、巡回指導、もう1つは、もし何か違反があった場合は工業技術センターの先生方に直接立ち入っていただいて、最後の設備改善とか運営方法のマニュアルづくりまでご指導いただいています。これは割とうまくいっています。我々が入っていても同業者ですと難しいところがあるのです。ただ問題は、行政の方も現場の考え方でなくて研究志向ということがありますので、その辺はより中小企業の現場に近いことをひとつ御指導願いたいと思っております。

これは工業技術センターさんと共同で開発したのですが、環境報告書の14ページにもありますように排水処理の異常報知システムの開発及び運用で、これはたまたま商品化されて今売っているのですが、非常に簡単に排水処理の異常を検知してPHS、コンピューター、携帯電話に直接連絡するようなものになっています。結論からいいますと、排水の異常というのは結果なのです。途中で何か異常があって結果が出るわけです。薬液が空になったとかオーバーフローしたとか、その時点で捉えないと、分析したデータを常時とらえていても遅いわけです。ですから、そういう意味で機械の運転状態をPHSで常時監視して、これを社内PHS、社外PHS、我々のところにも入りますけれども、そのような形で監視しています。それと、いい点はデータが全部残るのです。機械の問題の場合もあるし作業者のミスも結構あります。マニュアルどおりやっていないとか、そういうことが全部明らかになります。これは割とおもしろいというか有効な仕組みというか、うちは2つの工場で行っていますが、工業技術センターの方で「商品にして売っていいですか」「オーケーです」ということで少しずつ出始めています。非常に安いものですから。

大体時間が来ましたので、一応この辺で終わります。以上です。ありがとうございました。

### 公害防止管理の取組状況について（岩淵委員）

岩淵委員　それでは、資料の5に基づきまして順番に説明させていただきます。公害防止対策への取り組みということで愛知県においてはどのようにやっているかという点を1番目にまとめてございます。当然、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、その他各種の廃棄物等に関する規制等がございますが、それ以外に愛知県におきましては条例を制定

しています。これは当初から、法律ができてすぐに条例化を図って対処してまいってきております。条例では横出し、すそ出しというような対応をしております。また、これらの法令の規制とは別に「参考」ということで表があると思います。これは実名を出しておりますけれども、これは排出量の大きい工場と県と地元市、三者で公害防止協定を締結しておりますして法令の基準よりも厳しい協定値を定めて対応を図っているところでございます。

「県条例等による規制等の措置」ということで(1)にまとめてございます。条例の名前と規則を書いております。それ以外に法令の上乗せ規制等で大気汚染防止法あるいは水質汚濁防止法に基づく条例を定めておりますし、法令とは別に、大気であれば窒素酸化物対策、SPM対策等の要綱、光化学スモッグに関する要綱、水濁法であれば法令の対象にならない小規模な事業所に対する指導要領、あるいはゴルフ場の農薬の適正使用指導要綱等を定めております。

本県では、水質汚濁防止法の上乗せに当たりまして、ある流域では排水量ゼロトン規制ということで、すべての事業所を対象にしているような規制も行っておりますし、新設については50トンというのが法令の規制ですが、25トン以上とか、河川によって違いますけれども、規制を定めて実施しております。

公害防止協定についてはそこに記載しているとおりでございますのでお目通しいただきたいと思いますが、7社11工場に対して協定を締結しております。概要を後でお目通しいただければよろしいかと思っております。

次の2ページの方に移りまして、本県の組織ですけれども、(3)にまとめさせていただいております。ここには定数を掲げてございますが、トータル380名を超える人数で対応しております。そのうち本庁では187名、地方機関が約200名ということでございます。本庁の機構は、6課2室の体制で対処しております。出先は、一番上の欄に2つ書いてございますが、1つは環境の調査、発生源の測定等を行う環境調査センター、それから事務所は県下に7事務所ございまして、大きなところは環境保全課と廃棄物対策課の2課でございます。小さいところは環境保全課で2つの仕事をやっており、計134名で対応しております。事務所によっては環境調査センターからの検査の担当も配置をしております。ここで工場の立入検査等を行っているところでございます。

2番目の「法令等に基づく工場・事業所への対応状況」でございます。今、「組織」のところでは7事務所で行っているとご説明しましたが、法令が昭和45年以降整備されまして、本県では46年に環境部というのできて、当時は保健所に公害関係の担当者を置いておりました。保健所が26ございまして、それを8つのブロックに分けて、各ブロックに基幹保健所といいますか、元になって指導ができる保健所を置いたわけですけれども、これらの保健所間の行政指導のアンバランスといいますか、不公平性等がなくなるように行政処分に関する運用等の統一化ということで、環境保全関係法令事務処理要領、立入検査に関する事務処理要領を定めまして、統一的な考え方で指導を実施いたしております。これは事務所になったとしても同じ形で引き続いて実施しております。その中において採水、ばい煙測定等を行った際に、どういう際に勧告をしていくかとか命令をするかというような基本的な考え方は一応その中で定めております。

そこで「行政措置実績」ということで表にまとめさせていただきました。大気関係と水質関係、廃棄物等もございまして、今回、公害防止管理者ということで大気と水を中心に

まとめさせていただいております。

最近だんだん財政も厳しくなっておりますので少し減っておりますけれども、大気では延べ8,000事業所の立入検査を行っております。ちなみに、ここには施設の数しか載っておりませんが、約6,500事業所ぐらい大気汚染防止法の対象事業所がございます。条例の方ですと、大気関係では約4,000事業所の立入検査を行っております。うち行政指導、これは文書による指導、勧告もありますし、通常の指導票というのを立ち入りの際に文書でいろいろ書いて、悪かった点、気をついた点、指示事項等を行っておりますが、そういう文書の指導の数でございます。

水質関係につきましては、大体5,000から6,000事業所の立入検査を行ってきております。行政指導の内容等も同様の考え方で行っております。行政命令というのは法律に基づく命令でございます。ちなみに、水質関係の事業所の数は約1万5,000ぐらいでございます。この立ち入りの考え方ですが、基本的には大規模工場、有害物質の排出工場、私どもとして、つまり本課としては少なくとも全部の事業所を1年間に1回以上はみなさいということで立ち入りを行っております。多いところだと1工場当たり20回以上実施している工場もございます。それから、協定を結んでいるということで、そこに協定工場の立入検査の回数を載せてございます。

(3)の「各行政措置の事例紹介」ということで、その上にいろいろ指導している内容もございましたが、そのうちの一部を大気関係と水質関係、代表的な例を少し挙げさせていただきました。1つの例としましては、私ども、環境調査センターでばい煙測定車をもっておりまして、それが県下の工場を抜粋して調査をしておりますが、その測定結果で基準を超過したというような事例でございます。炉の状況の改善、燃焼条件の改善、集じん施設の修理等改善をさせて、現在は基準内に収まっております。

水質については、同じように採水検査を行いまして、ここでは非常に高いということで改善命令を行った事例でございます。排水量が多くなっている、つまり処理施設的能力オーバーの排水が流れ込んでいたというようなことから施設の改善をさせたという事例でございます。

(4)でございますが、企業の公害防止対策への取り組みについて私どもの方からどうみているかということでございます。公害防止管理の意義、認識についてですけれども、基本的には、先ほど来の発表の中にごございましたように、ISOの取得などによりまして意識の向上が図られてきているということについては、行政側としてもそういう認識はしておりますが、そこに主なものを3点まとめさせていただきました。

1つは、いろいろな手引書、手順等が作られているというのは確認しておりますけれども、実は教育が不十分であった、あるいは慣れがあった等、そういうことからいろいろな問題が発生していた事例がみられました。

それから、上の行政措置のところにもございましたけれども、生産量増大のための排水量の増加等が起こっているということの監視、チェック等が本来行われていたのかどうかも含めて若干問題がある。あるいは工場、企業の方の生産物の違い、物を変えていくことによって負荷が変わっていることを十分ジャーテストで行っているとは思っておりますけれども、認識せずにそのまま製品を変えてしまい、つまり、そうするとBODの負荷とかそういうものが変わってきているにもかかわらず従前の処理施設のまま運転している。そうい

う点のチェックも含めて十分行われているかどうかという点の問題もあろうかということ  
です。それから、公害測定、ばい煙測定、水質汚濁防止法に基づく水質測定をしてもデー  
タ検証が十分されていなかった。1つの例では、委託した民間の分析業者が間違っていた  
わけですが、基準を右側に書いてあって、そこの数字が間違っていた。それよりも下回っ  
ているからいいと思っていたというような事例もあった。つまり会社側で再チェックがさ  
れているかどうかということも含めて問題があったという事例もございました。

次に、体制についての整備でございますけれども、基本的には公害防止管理者の届け出  
等についてはすべて対応されている。ちなみに、大気関係の公害防止管理者の届け出のあ  
る事業所は、愛知県におきましては大体600事業所、水も大体600事業所ぐらいございま  
す。組織としてはもう整っているということでございますが、その上の段で少し記載しま  
したが、実質的な公害防止に関する管理体制との乖離がしてきているのではないかとい  
うような感じを受けております。これは公害というとらえ方が既に変更ってきている。つま  
り環境という面に変更ってきているのですけれども、その辺、法律的な問題もそうですが、  
権能との乖離があるのもその一端ではないかなと思います。ここには書きませんでしたけ  
れども、いろいろな法令が増えてきて、公害防止管理者の負担が増えているようなこと  
もあるのかなとも考えられます。

組織について体制を整えなければいけないということは企業の方もいろいろ考えておら  
れますが、申しわけございませんが、行政からみると生産、コストという面から若干抜け  
る面があるのではないかと伺わせるような対応もございました。

次の4ページでございますが、「不適正事案の発生を防止する在り方」ということです。  
1つは、少し触れましたけれども、公害防止という点から環境という概念を含めた義務を  
公害防止管理者に課していく必要があるのかなと。あるいは別のジャンルの公害防止とい  
いますか、管理者を設ける必要があるのかなと。ただ、形上の管理者の職務を張りつけた  
としても余り意味がなくなっている場合もありますので、その配置、組織化という点  
の問題を十分考えた上で整備をする必要があると考えています。

また、かなり大きいところ、あるいは小さいところもそうですけれども、管理者が管理  
する対象をラインでやっている場合、スタッフでやっている場合があると思うのです。ス  
タッフ制をとるとラインの方がみえなくなっている、ラインでみると隣がわからなく  
なるというようないろいろな課題があろうかと思えます。この情報の共有化の手法や体制、  
これは法令で規制するというよりも社内での対応を十分しておく必要があるのではないか  
と考えております。それから、これらのデータ、情報公開という意味のデータですが、地  
域住民が企業に対して信用していないというのは、悪い情報を隠しているのではないかと  
最初から疑いの目でみているというような点がありますので、どのように開かれた情報  
を出しているかという体制の整備が必要かなと考えております。

「企業 自治体間コミュニケーションの実例」ということでアからカまで掲げてござい  
ます。毎年やっているものもございませすし、法令の改正等で行うものもございませす。これ  
はお目通しいただければと思います。

## 公害防止管理の取組状況について（志々目委員）

志々目委員　それでは、お手元の資料6に基づきまして、千葉市における公害防止対策への対応について御報告をさせていただきたいと思えます。

まず初めに1番目でございますが、千葉市の公害防止対策への取り組みについては、先ほど愛知県の岩淵委員がおっしゃったことにほとんど共通でございますけれども、法律に基づく措置のほか、千葉市におきましても臨海部の規模の大きな工場、事業場については、県、市、当該企業による三者協定を締結して、大気汚染、水質汚濁等の防止にも努めてきております。また、それ以外の企業については、千葉市と企業との間の二者協定も締結して対応を図っているということが概要でございます。

2点目、千葉市内の工場、事業場の概要でございますが、平成17年度末現在で水質汚濁防止法の関係の届け出の事業場数が753、大気汚染防止法が523でございます。この中で水濁法の規制対象は122の事業場という形になってございます。

また、このほか市の環境保全条例に基づくいろいろな公害防止措置等も講じておるといことを書かせていただいております。

先ほど申し上げました協定でございますが、規模の大きな三者協定については7社ございまして、二者協定は34社でございます。三者協定については5ページの参考資料1のところに、業種だけでございますが、その概要を載せておりますので御参照いただければと思えます。

また1ページの方にお戻りいただきまして、千葉市の特性でございますが、実は管内、比較的規模の大きな工場からの排出量が市全体のかなり大きな割合を占めているというのが特徴でございます。例えば水質で申し上げますと、製鉄業A社とその関連会社からのCODの排出負荷量が、これは東京湾に流入するベースでございますが、全体の3割、窒素で約5割ということでございます。また、大気汚染関係の物質について申し上げますと、この製鉄業A社と電力供給業者B社を合計しました排出量が窒素酸化物、硫黄酸化物でそれぞれ約7割を占めているということで、こういう大規模な三者協定を結んでいるような企業が大きな発生源になっているということが市の状況でございます。

次に、(2)が「行政措置に関する基本認識・運用方針」ということでございますが、その前に私どもの市の組織を簡単に御紹介させていただきます。環境保全部でこういう公害の監視等を行っております。私を含めまして全体で70名弱いるわけでございますが、その中で規制等を行っております環境規制課の職員が22名ほどおります。この22名で市内のすべての立ち入り等を実施しておるといことで、かなり少ない人数で対応しておるとい状況でございます。

(2)の方にお戻りいただきまして行政措置の基本認識と運用方針でございますが、愛知県さんと同じで、私どもも市の方で行政措置に関する内規を定めておまして、工場、事業場において公平な取り扱い等がなされるように配慮してきておるところでございます。

詳細については、内規でございますので御紹介できませんが、その概要をここに書かせていただいております。大きく分けて行政指導と行政処分に分けられますが、行政指導も幾つかのランクがございまして、もちろん排水規制等に適合している場合については適合

していますよという通知を出すということで、これが1番目の段階。また、若干の違反等、pHが若干オーバーしているとか、そういうものでございますが、これについては文書による注意等を行っておるということでございます。2ページでございますが、これ以外に少し維持管理等に不備があるという場合は文書による指導、また構造的な不備が確認された場合等につきましては、これは指導ではありませんが、改善勧告という形で期限を切って改善計画書等を提出させるというような措置を講じておるところでございます。

次に、こういったものを繰り返すような場合でありますとか、特に環境に重大な影響を与える場合については法律に基づく改善命令、あるいはさらに、これは物にもよりますが、程度が重いような場合については一時停止命令等を発動することとしております。最後の手段として命令に従わないような状況が確認される場合については告発について検討いたします。大まかにいうとこういうステップを踏んでおります。御案内のとおり、公害規制法については直罰規定でございますが、現実的な運用としてこういうステップ・バイ・ステップの考え方で対応しているということでございます。

次に、(3)の「行政措置実績」でございますが、16年度と17年度の立入検査あるいはこれに対する行政措置の件数等を書いております。この表の上段が16年度、下の段が17年度になってございます。立ち入りについては、水濁法で御説明いたしますと100件から200件ぐらいの間で年間実施をいたしております。これは年度初めに立入検査計画を策定いたしまして、3年程度で必ずすべての事業場は検査するということと、また大きな事業場については毎年立ち入りを行っております。特に16年度におきましては、後ほど御説明いたしますA社の違反事例というのが幾つかございまして、これに関する措置を行っておるということでございます。

なお、この件数については、同じ施設について複数の命令をかけたか、あるいは複数の施設をまとめて1つの命令にしているというものがございまして、件数の合計が合っておりません。

次に、私どもの典型的な事例といたしまして、16年度から17年度の頭にかけていろいろ取り組みを行いました水質汚濁防止法等の違反事例に対する行政措置ということで、製鉄業A社の事例について簡単にケーススタディということで書かせていただいております。これについては、この検討会の中でも御紹介いただきましたように、長期間にわたって自社の水質測定データを書き換えておったということが大きな問題点となりました。これについては千葉県も協定の対象となっておりますので、県、市の二者で立ち入り等も行いますし、また市独自の立ち入りも強化して対応してきたということでございます。

事件の概要について詳細は省略させていただきますが、16年12月にスラグの堆積場から高アルカリ水が地下の雨水管及び地上から流出した。これを千葉の海上保安部がみつけて立入検査等を実施した。これから事件がスタートしておるわけでございますが、この工場内の協定に関するデータの書き換えが13年度以降で829件行われておまして、また排水基準が適用されるデータについても13年度以降で280件ということで、1,000件に上るデータの書き換えが行われておったという事件でございました。

これについて3ページで行政措置等の内容を書かせていただいておりますが、先ほど申し上げましたような法律に基づく措置と、程度の軽いものについては行政指導、これを先ほどのような内規に照らし合わせまして、1)と2)に書いてありますような措置を行ったと

ころでございます。この詳細についての説明は割愛させていただきたいと思っております。

また、この事件では水質総量規制の基準超過のおそれがあるということも別途確認されておりまして、これについては測定器の保守管理が不十分であったり、一部測定データの管理状況等も不十分だったということがございまして、改善の指導を実施したということでございます。こういう改善命令、一時停止命令等の措置に加えまして、こういう措置を講じる前に私どもがどういう対応をしたかということでございますが、こういう書き換えが行われておったということもありまして、まず特定工場における公害防止組織の整備に関する法律と水質汚濁防止法に基づく報告徴収等を行いました。この法律に基づく報告徴収につきましては、御案内のとおり、虚偽の報告等に対し罰則が適用される報告でございますので、極めて有効な報告になるものでございます。しかしながら、実際の改ざんについては水質担当者が一人で行っておったとか海上保安部の捜査中であつたということございまして、行政として事実の解明を行うに当たっては、捜査権をもっておりませんので、一定の限界があつたということも認めざるを得ないところでございます。

そのほかの対応でございますが、事件発生後におきまして、私ども、基礎的な立入検査と、この工場、事業場だけで平成17年度に約50回立ち入り等を実施しております。こういう中でA社が実施した分析データについて、原本とそのデータの比較照合、すなわちチャートと比較して適切なデータとなっているかどうかということ、あるいは市としても同じ水採取してダブルチェックを行う検証、こういったものもあわせて実施してきておるところでございます。こういう形で充実強化を図ってきたということでございます。

また、若干でございますが、他の特定事業場に対する監督につきましては市の中で統一的な立入検査マニュアルを定めておりまして、これにつきましては届け出等の確認のほかには水質の確認、こういったものをシステムティックにできるように実施しておるとことを一番下のところに書かせていただいております。

1枚おめくりいただきまして4ページでございます。このほか千葉市の場合は、先ほど申し上げましたような県と合同で特別の立入検査、これは協定に基づくものでございますが、こういったものも実施しながら2つの行政主体から場合によってはいろいろな指導をするということで、多角的な指導等を行ってきておるということでございます。

また、愛知県さんと同じように、法律の改正等が行われた場合については、市独自の説明会を行うなど周知を図っておるところです。また、千葉県の方では、これは先ほど山次委員も御説明されておりましたが、山次委員ほか企業の関係者の方々も御尽力され、千葉県の環境保全協議会といった協議会の中で情報の提供、共有に努めてきておるところです。

最後に、「地方公共団体からみた『企業（工場）の公害防止対策への取組』に対する認識」でございますが、これは1つ限定的に私どもの経験を書かせていただいております。こういう突発的な事件が発生したものに対してどう対応したかということを書かせていただいております。今回の事件につきましては、ダスト精錬炉という日本で1つしかない施設から排出されるシアンが大きな問題となる物質でございましたので、市の技術的なキャパシティーだけでは十分ではなかったということで、専門家を招集してシアン対策専門委員会という特別な委員会を設置して、昨年から今年の3月まで6回ほど技術的な審査を行ってきたということでございます。これは前々回も御紹介いたしましたが、この委員会にはこのA社も出席してもらいまして、その改善計画について複数案の提出をし

てもらいました。こういう中で大気に与える影響、水質に与える影響、どの処理施設が適切であるか、このような審議を経まして1つの改善計画書にまとめたということでございます。この審議結果を踏まえてA社がこの計画書をつくったということでございます。

また、この改善が終了した段階におきましても、この審議会におけるメンバー、あるいは市内の市民等の参加者を募って改善状況等を確認いたしまして試験的な稼働に入ったというのが昨年12月でございます。12月からことしの3月まで経まして、最終的に3月から本格的な稼働ということでA社については改善を図ってきたということでございます。

このA社の環境問題に関連いたしましては、市としても市民が非常に大きな関心を寄せておりましたので、市民に対する企業の姿勢を明確に示すこととか、事業者のホームページで速やかに詳細な公害防止に関する情報、現在、ホームページ等で水質の測定結果等を全て出させていただいておりますが、こういうものを掲載することとか、1つのポイントになりましたのが地域に開かれた企業になるということで、住民説明会等を開催してきております。これについては、市民の代表者、NPO、また私ども市議会の各会派の議員、そういった者にも出席してもらいまして、事前に質問事項等を広く市民等から徴収し、それに対する回答をこのA社がその場で行う、またさらにその質問事項について回答するというような形で、この6月に最終的な説明会を開催してきたというような経緯がございます。また、この会社におきましても、社の中で体制を強化してきておりまして、これについては詳細を割愛いたしますが、5ページの参考資料2のところにもその要点を書かせていただいております。

また4ページにお戻りいただきまして、私どもの基本的な認識でございます。市は、企業との間でみた場合の1つのステークホルダーであるわけでございますが、技術的ないろいろな改善のチェックを行うために公開の場でこういうものが検討できるような会議は極めて有効に機能してきております。こういう技術面のチェックを行うことが重要であるということが1点目でございます。

もう1つが、先ほど申し上げましたような市民等に対するコミュニケーションを充実するというところでございます。本日は御説明できませんが、このコミュニケーション手段についても必ずしもこれを実施すればいいということではなくて、企業の方々もいろいろ御苦労されているとは思いますが、実施に当たっているいろいろな弊害等も発生することもございまして、十分注意してこういう説明会等も設けていくということが今回の事件を踏まえて明らかになった点でございます。大変雑駁でございますが、以上でございます。

### 説明に対する質疑

石谷座長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの各委員の方々からの御説明について、御質問、御意見等ございましたら御発言お願いいたします。しばらく時間をとっておりますので、御遠慮なくどうぞ。

岩淵委員　　三井化学さん、自治体とのリスクコミュニケーションということで相談事項を自治体の方に相談しにくいというような御発表があったように思います。我々としてはいつでもおいでくださいというつもりであるのですけれども、その辺少し補足いただければありがたいと思います。

篠原委員　私どもはいろいろな地域に大きな工場が5つございますけれども、自治体とのコミュニケーションという意味では各々の地方によってかなり違うのは事実なのです。したがって、どこの県のどこの場所がどうであるということは申し上げるつもりはないのですけれども、私の実感するところ、例えば20年ぐらい前にはいろいろなことを相談に行けたところがだんだん行きにくくなった。これは具体的な話はなかなかできないのですけれども、いろいろな法律や規制があってだんだん厳しくなって社会的な要請がいろいろある。そうやってくるとふらっと相談に行くことがなかなかできない状況に最近だんだんなってきたのではないかとということでございます。具体的な話とすればちょっと難しいのですけれども、時代の流れに従ってだんだん最近難しくなっているというのが実状であります。私は本社にいますので、わからないことを相談にどんどん行けとは言っているのですけれども、ちょっと敷居が高い部分もあるのかな。時代の時間的な経過の中でそういう傾向が最近みられると感じております。

石谷座長　よろしいでしょうか。　どうぞ、吉田委員。

関澤委員（代理・吉田）　鉄の場合で若干補足させていただきますと、情報公開との関係で企業の秘密みたいな部分との接点の部分ですね。例えば立ち入りなんかでいろいろ議論された中身が出ていく。そういったところで我々もその辺きちんと整理して対応しないと全部情報が出てしまう。このような問題があるので、その辺の調整というのですか、我々サイドにも問題があると思っていますけれども、そこら辺で出しにくい部分があってちょっと調整ができていない部分があると認識しています。

石谷座長　どうもありがとうございました。今そういう接触をされたら、それは直ちに公開された情報だというふうになってしまっているのですか。

関澤委員（代理・吉田）　いや、そうではなくて、そういう情報がまた漏れて請求されて審議になって出ていってしまうというケースがあるものですから、その情報をどのように担保するかというところできちんとお互いに了解のもとに、これは出す、出さないみたいなところを整理していく必要があると思います。

今回、鉄の方で事案が結構あって、鉄の中でいろいろ議論させていただいてまして、その辺、これから資料7等でもいろいろコメントしたいと思っていますのですけれども、今回の自治体さんからのお話でちょっとお聞きしておきたいことがあります。それは、前回も関澤委員の方からお話ししたのですけれども、公害防止組織の整備に関する法律においては、今聞いていると技術的な問題で公害防止管理者が議論になっているのですが、我々の認識としては、法律上は統括者が管理の責任をもっていると思っています、その統括者とのコミュニケーションはとられているかということをお聞きしたいのです。

石谷座長　余りなかったように感じますけれども、その点、岩淵委員、志々目委員、いかがでしょうか。

岩淵委員　通常の立入検査等、そういうときはまずいきなり工場長にとか社長にというようなことは、大きな工場は特になくて、まずは公害担当部局に会いに行くということが多くなると思います。ただ、お示しさせていただいた中にもありますが、協定の事業所等の場合は環境部局のヘッドの方にお会いすることも多くなりますけれども、工場長との面談もふえております。一部の工場では、そこまでの方とのコミュニケーションができる事例は、余り大きくなり過ぎると逆になくなる。中小になりますと公害防止管理者が統括

者みたいなものになっていることが多いものですから、そういうところは企業のヘッドとのコミュニケーションはできているかなと思いますが、特に大企業の方とのコミュニケーションといいますと、若干統括者とのコミュニケーションができていない場合があるのかなというのも私どもとしては反省の内容かと思っております。

志々目委員 千葉市におきまして、中小の場合は基本的に統括者と話をしている人は同じでございますが、大企業の場合、所長さんないしは次の副所長さんぐらい、このあたりとも、実は先ほどの事例の会社等についても私はしょっちゅうお会いすることがございまして、実際審議会の場合でもトップに近い方に必ず御参画いただきまして情報は共有してきたということで、節目節目で上の方と、また下は下で技術的な指導等で日常的に会っておりますので、こういうコミュニケーションは図られておると考えております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。井口委員、どうぞ。

井口委員 まだ考えが十分まとまらないところなのですけれども、今日の御発表を聞いておまして、最初の2つ、三井化学さん、キッコーマンさんですか、トップの意識と従業員のところにギャップがあるというのが問題意識として挙げられていました。3番目の御発表のときにはそういう御意見はなくて、むしろ中小企業では人数が少ないために比較的トップと従業員の方の意識が合致しているのかなと。

こういう現実を一応認めた前提で、これは岩淵委員にもお伺いしたいのですけれども、現在の公害防止管理者の意味付けが変わってきましたというのは私も同意しているわけですが、この公害防止管理者の権能なり位置付けを今後も維持した方が環境管理、環境保全という考え方から適切に機能していくだろうか。

つまり公害防止管理者というのは人に依存しているのですけれども、大きな組織ではなかなかうまく動いていない、小さいところだと機能するというを前提にすれば、この時点でもう一度、人に依存しないで組織的に動けるような自由度を組織・企業に与えて、その結果だけを規制当局が管理する、そういった考え方というのは成り立たないのかなということが疑問として起こってきたのですけれども、いかがでしょうか。

石谷座長 御質問の趣旨は、公害防止管理者はトップでないということでしょうか。

井口委員 公害防止管理者を置いて環境保全を成り立たせていくということは公害防止管理者という人に依存しています。極端な言い方をしますと公害防止管理者の制度は止める。完全に止めるかどうかは別ですが、止めてしまう。しかしながら、その企業のアウトプットとして管理すべき項目はきちっと規制当局がみます、組織はそれを達成するためにどういうことをしても構いません、とにかく達成してください、その点だけを管理しますよという対応では今後の環境保全は成り立たないでしょうかという質問なのですけれども。

石谷座長 一言でお答えいただくことはなかなか難しいと思うのですけれども、岩淵委員と志々目委員、今までの例から御覧になって何かございますか。

岩淵委員 公害防止管理者制度というのは、今御指摘のように人なのですが、それが会社全体のベースになるということから、私どもとしてはこの管理者制度というのは重要なことと思っています。つまり人の質が落ちれば落ちるほど、組織で幾ら対応してもレベルは上がらないと思います。管理者の制度の問題ではなくて情報をいかにうまく伝達し合

うか、共有化するか、それを流れが詰まらずに組織化の中でどこまで管理するかという一語に尽きるのかなと思っています。

小さいところは確かに顔をみればすぐみえて、「きょうは社長、機嫌悪いわ」というようなところで動いているとうまくいくのしょうけれども、トップと下までのつながりが何段階にも分かれば分かれるほど情報がうまく流れるか流れないかというところになるのかなという雰囲気を感じています。ですから、人という意味では公害防止管理者は非常に重要な役割を果たしていると認識しています。

もう一点、組織にすればいいのではないかという指摘がありましたけれども、これは管理者がいてもこういうふうならば外してどうかという話になりますと、私どもとしてはそのことがよくなるとは思えないと思っております。

石谷座長 同じような御意見だと思えますけれども、何か補足することがありましたらどうぞ。

志々目委員 千葉市も全く同じ意見でございます、基本的に重要な事項を統括者に直接伝えて、また社内では、先ほどのA社なんかですとどんなに小さな事例でも全部統括者にメールで送られてくるというような体制を構築されておるようでございます。やはりどこかの責任者に情報が集中するということがないと、組織だけでは実体がなく、捉えることができないものであることから、やはり統括者というのは重要だと考えております。

石谷座長 その辺は井口委員もあえてその上で御質問だったと思えますが、ある程度技術に精通したスポークスマンというか、窓口がないと、行政側も誰に持っていったいいか、いきなり社長あてに公文書か何かで行くというのも現実的ではないだろうと思うのです。その辺、御質問の趣旨をもう一回お願いいたします。

井口委員 私も公害防止管理者の今まで果たした役割というのは十分評価しております、必要だろうと思っております。ただ、先ほど言いましたように、最初の1番目と2番目の例を考えると、どういうテリトリーあるいは階層で置くべきか、最低限必要なのは何かということをもう一度議論した方がいいのかなと。それ以外はそれぞれの企業さんの状況に応じて体制を作ってください、規制当局の方は、規制すべき、守るべき事項が守られなかったときには一時停止なりの行政指導をしっかりとやっていただくということでもいいのかなという感じがいたしました。

石谷座長 どうもありがとうございました。

私の印象ですと、むしろ社内の問題が大きくて、公害防止管理者があることがマイナスとか、そういうことではないと思うのです。もう1つ、中小企業の場合に、ここに来ていらっしゃる委員は優良なケースであって、すべての中小企業がそういうことではないということは当然あると思ひまして、その場合には何か担保するには公害防止管理者みたいなものがどうしても必要だろうと思うのです。

井口委員 一言つけ加えるのを忘れまして。私もそうだと思っているのです。ただ、非常に精緻に制度を作って、これを企業として守りなさいよという与え方をしてしまうと、それを作ったことで公害あるいは環境保全に対する仕事が終わったというイメージを企業が持つのではないかと、これをちょっと気にしました。

小島産業技術環境局長 今回の件に関連した話と先ほど岩淵委員から問題提起があった2点についてお話ししたいと思います。

今の井口委員のお話、公害防止管理者という資格者制度があるのでちょっと誤解されている面もあるかと思うのです。前回申し上げましたように、もともと46年にできたものは、要するに公害対策、環境対策は出口のところでチェックしていれば、あるいは規制をしていけばいいということではなくて、生産に一番精通した人が生産活動の中で管理していくことが必要だということで、この公害防止組織の整備に関する法律で、組織的に対応する、その要となるのが個々の公害防止管理者であり、全体を統括するのは統括管理者だという考え方でできています。その原点に立ち返ると管理者に任せておけばいいということではないはずなので、そこがちょっと欠けてきているのではないかと、あるいは今、会社の中における組織体制が、その要になる人が要役を果たしてないのか、あるいは公害防止に取り組むという全体の意識が少し薄らいでいるのではないかと私は考えています。

もう1点、岩淵委員の御質問の中で公害防止管理者という定義というか概念というか、名前自体が公害防止ということで古くさいという面もありますし、概念あるいは管理すべき内容が変わってきたということがあるので、そのところはまたこの中で考えていかなければいけないと思うのですが、他方で環境保全、環境管理という、緑地の整備とか、従来の規制法の任務とある程度企業の裁量に委ねる、そういうのも全て含んでいるので、そのあたりも考えてどこまでを法的な義務にすべきなのかということを考える必要があるのではないかと。ただ、名前がちょっと古くさいというのは否めないかと思えます。

石谷座長　　どうもありがとうございます。確かに名前の問題と中身の問題、また後でフリーディスカッションのときに言いますが、経済産業省も名前が変わりましたし、公害とかそういう言葉はちょっと考える必要があるのかもかもしれません。

竹本環境省水・大気環境局長　千葉市の環境部長にお伺いします。最後の御説明の中でちょっと趣旨がよくわからなかったのですが、市民とのコミュニケーションの実施に当たって幾つか弊害があるみたいなことをいわれましたが、その辺のところは具体的にどんな問題があるのか、差し支えない範囲で御説明をお願いします。

志々目委員　　御説明するのが非常に難しい内容でございますが、これは企業の方々には十分御理解されているのだと思いますけれども、こういう不特定多数の説明会を開いた場合、特に事件とか事故があった場合に環境だけの観点であればいいのですが、それ以外の観点でいろいろ言われる方もいらっしゃるということで、そういう混乱を招かないように実質の部分で適切に情報が伝わるような運営をしていく必要があるということです。こういう形態というのは今回のケースでも非常に悩みまして、すべての市民を一堂に会してやるといういろいろな問題が生じる可能性があるものですから、今回はA社の方で基本的なボードを10名ほど選びまして、市民の方には事前に質問は文書ないしはメールで送ってもらいました。メインのディスカッションは市民の代表、NPOの代表、いろいろな代表の方々が議論されました。それでも会場から質問が出てまいりましたので、適宜、会社が回答いたしました。こういう形態をとって何とか成立したということでございまして、会議の運営上、いろいろ配慮すべき点があったということでございます。

石谷座長　　どうもありがとうございました。

そういう状況というのはあらかじめ予想がついて、ある程度組織的にというか、うまくいくように配慮されたのか。何か今までにそういうことで混乱した経験もお持ちだったのですか。

志々目委員 今回の説明会でございますが、基本的には企業が主催の説明会でございます、これは企業の方でいろいろな御経験を持っておられたということと、私どももいろいろな方々が御興味を持たれているということは理解をしておりましたので、あらかじめ予想はしておりました。

石谷座長 どうもありがとうございました。

最前の御質問に関連して、篠原委員、山次委員に伺います。一方でCSRとかそういう意識は一般論として非常に高まっているけれども、他方で上と下との間に分離が起きている可能性があるというように聞こえたわけなのですが、この辺についてどういう状況かもう少し伺いたいと思います。

篠原委員 可能性というか、そういうことを懸念しているのですけれども、実は公害とか環境保全だけではなくて、安全とか火災・爆発の防止であるとか労働災害の防止であるとか、いろいろなことの中で分析をいろいろして、今一番懸念していますのは現場の管理者と実際の現場従事者との間のコミュニケーションギャップであり、企業の中では何とかこれをなくしたいと思っています。これにはいろいろなファクターがあります。

1つは、いろいろ業務的な問題がありますけれども、現場を余り知らない現場の管理者がいるのです。これが非常に大きな問題である。いろいろな業務がありますから、現場に出て現場の作業は一体何があるのかと。例えば課長クラスになりますと現場に出る時間がだんだん少なくなってくるという実態が実はありまして、できるだけ現場に出るということをやっていますけれども、現場の実態を知らないままに管理をしている。係長ですと相当現場に出ている。班をつかって3交代で24時間の操業をしているわけですけれども、班長はほとんど現場に出ている。そういう意味で特に課長クラスの業務実態と意識と現場で実際に行っている業務の実態とのギャップが労働災害の起こる原因になっていないだろうかという懸念で、そこを今徹底的に私どもは洗い出す。これは環境保全とか公害の防止にも共通した部分かもしれないということで、懸念と申し上げたのはそのところがもしかしたら大きな課題かなと我々は考えているところでございます。

石谷座長 要するに現場の管理者に少し問題があるかもしれないということでしょうか。

篠原委員 それは1つの例でございます、現場の管理者の問題もあります。それから、実際の現場の従事者が管理者と常にコミュニケーションができていくかどうか。管理者だけを責めているだけではなくて、その間のギャップをどうして埋めたいかということでございます。

石谷座長 山次委員も同じような御意見でしょうか。

山次委員 ほとんど同じですけれども、CSRとか企業の社会的責任というのはここ数年の言葉で、企業はそもそもそういう考えで活動してきたのですが、言葉自体がそのように変化し、トップがまたそういう形でやっていますけれども、その言葉がなかなか現場担当者まで浸透しにくい。もっといえば、管理者あるいは担当者はある意味スペシャリスト的な形でずっとやってきていますので、今までの感覚でやってきたことがさらに環境面にどのように大きな影響が出てくるのか、そのような認識をもっと強くもたないといけないという意味でちょっと薄いのかなと思います。

石谷座長 どうもありがとうございました。

## 議論の中間整理

まだ御質問があるかもしれませんが、関連しますので、次の議事に移らせていただきます。

まず、議論の中間整理について事務局の御説明をお願いしまして、その後で今までのことを含めて自由討論という形をお願いします。

それでは、山本室長をお願いします。

山本環境指導室長　それでは、資料7をごらんください。「環境管理における公害防止体制の整備の在り方【議論の中間整理】」という資料でございます。

この資料の位置付けでございますが、これまで2回にわたりまして本検討会で御議論いただきました。特に第1回目の検討会におきましては、全社的な公害防止の取り組みの問題、あるいは現場での取り組みの問題、そして教育、利害関係者とのコミュニケーションの問題、この4つの大きな検討課題を示したわけでございますが、この4つの課題に沿いましてこれまでの議論を整理させていただいたというものでございます。

今回はあくまで中間的な整理でございますので、次回、第4回目以降の議論のたたき台というような形でさらに議論を深めていただくためのものである、こういう位置付けのものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして2ページ目でございますが、まず論点整理の1番目として、今回の「検討の視点・背景」という点でございます。今回のこの検討会の背景をもう一度整理をさせていただいております。

1つは、今般の問題は不正案件といった不適切な事例が発生したというのが一番大きな要因でございますけれども、こういった事案がなぜ発生したのか。先ほどから議論があります公害防止の法律、具体的には管理者という制度があるにもかかわらず、なぜそれがきちっと運用されなかったかといった点から検証する必要があるかと思っております。

特に今回の問題の所在をいろいろ整理しておりますと、先ほどからも議論になっておりますように、環境管理あるいは公害防止に関します経営者の取り組みの姿勢とか意識、これは末端までのことも含めてでございますが、そういった重要性に対する意識の低下が考えられるのではないかとということでございます。

それから、本来この公害防止管理者制度といいますのは、下の参考にも書いてございますように、事業者の内部からの自発的な意思によりまして公害防止に取り組むというのが一番の基本であるということからスタートしているものでございますが、この基本的な本来の制度の趣旨に立ち戻ってこの問題を捉えていくべきではないかと考えているところでございます。特に最近では、先ほどCSRという言葉が出てまいりましたが、従来からも取り組んでいただき、なおかつCSRという新しい概念は出てきているわけでございますけれども、こういった中でこの問題をどう取り組んでいくかといったことかと思っております。

次の3ページ目でございますが、論点の2として「問題の所在」ということで、今般事案が発生しました6件の問題を分析したものでございます。これは前回の委員会でもお示

ししたものを少し修正したものでございます。

直接的な要因は、環境問題でございますので、周辺地域への悪影響でありますとか、そういう不正行為を行ったことによります企業価値の低下、事業活動の影響といったようなことが当然あるわけでありましたが、この発生要因の構造としまして、ここに書いてございますように、経営幹部、工場幹部、あるいは現場における環境管理に対する意識の低下あるいは認識・コミットメント不足といったことがあったのではないかと考えてございます。その結果として、環境担当の現場任せをし、環境担当のモチベーションが下がり、それに対する現場での独断的な判断が行われたということが問題の本質ではないかと考えているところでございます。

次の4ページ目でございますが、論点の3番目でございます。しからばこの問題をどのように改善していくかということですが、この問題、どのような望ましい公害防止あるいは環境管理体制をつくっていくべきかといった問題でございます。基本的な考え方、経営のトップから現場に至るまで環境の重要性をきちっと認識をし、常にその環境の状況をチェックし、それを改善していくという取り組みを継続的にしていくということが重要であると思っております。

そういう意味では、ここにありますようにP D C Aサイクル、これは前から言われている点であります。これを実質的に回すような仕組みを作っていくというのが最終的な目標になるのではないかと考えます。

そのための体制としまして、5ページにありますように、経営者、工場、事業所の現場、本社の環境管理部門のそれぞれが役割を果たし、それぞれのプレーヤーとしてのチェックなり相互牽制機能をきちっと発揮するといったことが重要であろうかと考えております。

特にその中でも工場、事業所は実際に生産を行う部門と環境を監視する部門の現場を持っているわけですので、先ほど来議論になっております公害防止の統括者、管理者などが管理の主体的な役割を果たすというのは言うまでもないと考えられます。

続きまして、6ページ目でございます。ここからは各論に入ります。第1回目の検討会で提示になりました大きな4つの項目についての議論を整理しているものでございます。

まず1つ目は「全社的な公害防止・環境管理への取組」といったことでございます。

まずその第1は、公害防止・環境管理を企業経営の根幹として認識していくことが重要ではないかということでございます。先ほど問題の背景で申し上げましたように、この公害防止の管理者制度の基本的な考え方、すなわち事業者の自発的な意志に基づく取り組み姿勢を基本とするといったところを再度確認し、それを確立していくといったことが大変重要ではないかと思っております。

特にこの環境問題はいろいろ変化もしているところでございます。「公害防止」という言葉は古いというお話がありましたけれども、現在この環境問題は多様な広がりをみせておりますし、幾つかの委員から御指摘がありましたように、環境問題単独ではなくて労働災害、防災といった面にも大変密接に関連する問題でもございます。そういう意味では企業経営におけるリスクマネジメントとしてこの問題を取り組んでいくことが重要ではないかと考えます。

特にリスク管理という観点では不適切な事案が仮に起きるということを常に念頭に置き

て、それが起きた場合はどう対応するかといったこともあらかじめ備えておくといったことも大変重要な問題ではないかと思えます。

一方で、この環境管理の問題は現場担当に丸投げをするのではなくて、常にそれをきちっとトップも含めてチェックをする、あるいはコミットメントをするというような形のことが大変重要であるかと思っております。

2つ目の課題として「リスク把握・対処のための仕組みの整備」ということでございます。環境問題の状況を常に把握するためのデータを常に取得し、その状況をきちっと把握し、問題点があれば改善をしていくというような仕組みをつくっていくということは当然重要であります。

特に、次に「危機管理体制の構築」と書いてございますが、仮に問題が起きた場合についての手続、手順をあらかじめ整備をし、それがきちっと回るような体制をつくり、またそれを実質的なものとするために定期的な訓練、教育などを実施していくということも重要であろうかと思っております。

それから、「社内のコミュニケーションの改善」という点につきましては、この公害防止・環境管理についての重要性を、先ほどからも議論がありましたように、経営トップのみならず社員一人一人に至るまで、これをきちっと再認識させる。そのための教育訓練といったことが重要であります。それから、幾つかの委員からも御指摘がありましたように、公害防止・環境管理に関します技術、ノウハウをいかに伝承していくか、そのための体制の整備が当然のことながら重要であろうと考えております。

8ページ目でございます。次は「工場・現場における公害防止・環境管理への取組」といったものでございます。ここでは工場長、これは実際には公害防止統括者が兼任されている例が多いわけでございますが、そういう管理のもとでそれぞれの担当部局、担当者間の役割、命令系統をきちっと作っておくということはいうまでもないと思っております。

その中で特に改ざんとか隠蔽などを防止できるような仕組み、第三者のチェックとか複数者によるチェックといったような仕組みをつくっていくといったことが当然重要であるかと思えますし、場合によっては外部の知見なり能力を活用するといったことも重要であろうかと思っております。いずれにしても人的ミスは必ず起きる可能性が十分あるといったような前提でシステムをつくっていくことが重要であろうかと思っております。

もう1つは「本社とのコミュニケーション」という考え方でございます。工場、現場で状況を把握し、対処するというのはいうまでもありませんが、本社との連携を密接にし、特に不適切な情報に関しましては早い段階で本社に情報提供できるような形の体制も必要であろうかと思っております。

9ページになりますが、特に「異常発生時の対応」ということで、この初期動作が大変重要な問題になっておりますので、そういった体制をつくり、なおかつそれが実効があがるような訓練を行っていくといったことも大事であると思っております。

それから、こういう公害防止の関連の手順につきましても明文化、マニュアル化をし、それが実行されるような形を作っていくといったことも重要だろうと考えております。

次の10ページ目でございます。3つ目の課題としまして「従業員教育の在り方」ということでございます。従業員教育、もちろん技術的な面の教育は、実施はしているところだと考えられますが、特に「真のコンプライアンス教育の実施」という観点から、単に法

令上の技術的なことだけではなくて、環境法令の背後にある社会的な要請とか、どういったことでこういう規制を行っているかということもきちっと理解した上でその対応を行えるような教育が実施されることが必要ではないかと考えられます。

それから、教育のもう1つの観点としましては、先ほど申し上げておりますように、こういう技術、ノウハウを継承していくための教育訓練も当然のことながら重要であると考えておりますし、またその手法として外部の専門家などの活用といったことも考えていくことが必要であろうと考えられます。

最後に論点整理4番目としまして「利害関係者とのコミュニケーションの在り方」ということで、行政、地域住民の方々、関係会社・取引先とのコミュニケーションといったことで整理をしております。

特に行政におきまして、ここでは公害関係の規制当局としての自治体とのコミュニケーション、これは常日ごろのコミュニケーションとあわせて異常時におけるコミュニケーションのあり方、特に信頼関係をいかにつくっていくか。先ほどもいろいろ課題があるようなことをご指摘いただきましたけれども、この信頼関係をどのようにつくっていくかというような問題。それから、地域とのコミュニケーション。これは地域住民を念頭に置いておりますけれども、1つは情報公開をきちっとやり、なおかつ、それに対して科学的な根拠に基づきリスク情報を提供していくというような形で地域からも信頼できるような形をとっていくことが必要だろうと考えられます。

それから、関係会社・取引先につきましても、これは投資家その他、あるいはグループ会社といった形で、最近では分社化がどんどん進んできておりますが、当該1つの企業だけでなくグループ全体としての取り組み。これは先ほども幾つかの委員からもご指摘いただいた点でございますけれども、そういった取り組みを進めていくべきではないかといったことでございます。

以上がこれまでの、まだ2回の議論ではございますが、論点という形で整理をさせていただいたものでございますので、今後の議論のたたき台にさせていただければと考えているところでございます。以上でございます。

#### 4.自由討論

石谷座長　　どうもありがとうございました。

それでは、自由討論に入らせていただきます。今までの事務局からの説明を踏まえまして自由に御質問、御意見をいただければと思います。

どうぞ、兵頭委員。

兵頭委員　　先ほど千葉市の方からの御報告にありましたけれども、住民とのコミュニケーションの場で会社側が会をもたれるときに、参加したい住民の選択があるというのはおかしいことであって、市民とのコミュニケーションを図る場合は、会をスムーズに運ぶためだけでなく、市民の本当の不安の声に対して十分に回答できるような会でなければならぬのではないかなと、お話を伺って思っておりました。

今の論点整理の中の「地域とのコミュニケーション」というところで、周辺住民に対し、企業にとって不利益な情報も含めて公開ということで、先ほども情報公開で十分に管理し

てから出さないという問題があるということだったのですが、情報公開は色分けをするのではなく、本当にそのままのものが一般に公開されるのであれば情報公開の意味がないのではないかと。そして、どうしたらいいかという問題があったときに、対策を考える前にスピーディーにそういう情報を出すということが企業の社会的責任ではないかと私は思います。そこを是非お間違えにならないようにしていただきたい。

石谷座長 どうもありがとうございました。ごもっともなご意見で、情報公開と対話というのはちょっと段階が違うのかなと私も思っております。先ほどの志々目委員の御説明は、どちらかということその後の対話がかかなり広い範囲にわたってしまっただけで対応がとれなくなるというような話で、情報公開はその前に行われるべきだろうという感じをもちますが、その辺ちょっと御意見を願います。

志々目委員 今御説明いただいたとおりでございますが、このA社についても情報は全部ホームページ等で公開しておりますし、今回この説明会でも情報を選んで出さないかということとはなかったと理解しております。ただ、会議の運営上、例えば100人、200人の方々に一斉に御質問を受けてという形になりますと所定の時間でうまく整理できないような場合もございます。このため、便法として事前に全ての方々から質問をいただいて、その質問に対しては全て当該企業が答えたという形で実施いたしました。やり方の問題でございますので、全ての情報、必要なものは当然出すべきだと私どもも企業も思っております。

兵頭委員 今のお話では、質問内容を先に企業に出し、その内容で選別されると思われるかもしれませんが、できれば、大勢の中から抽選で決めるか、地域で代表を出すなど、誰もが納得することではないかと……。特にA社については、私的なことで恐縮でございますが、私もレスポンスケア協議会に最初から入っております。この企業は会員の109社の中の大企業でございます。トップのクラスで日ごろは信用していましたが、書き換えただけでなく、長期間にわたって問題を隠していたと聞き驚きました。また協議会としても、大きな問題となりました。社会の信頼を裏切った行為に、企業は社会に対する責任として会合を持つときは国民が納得する方法で十分な配慮をしなければならないと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

今の御意見は11ページのところに十分盛り込むようにいたしますが、情報公開についてどうあるべきかとか、そういった御意見についてはおっしゃるとおりだと思いますので、ここへ反映するような形にできると思います。

樁委員、どうぞ。

樁委員 今日、特にキッコマンさんや千葉市のお話で、先般第2回にデータをとる人間とチェックする体系、そういうシステムについて今日のキッコマンさんの事例をみても、おそらくいろいろな企業が公害防止管理者をチェックの体制でという形にしているのだらうというふうには認識していたのですけれども、千葉市さんの御説明を聞いたときに、今回の改ざん自体が公害防止管理者の手によって行われてしまったというような話を伺って、また非常に心配なところが出てきたわけです。つまりプロフェッショナルとしてチェックをするということが、何をもちょうどういうプロセスでやるかということが各社の中でどうなっているのかなということがもう少し知りたいなと思った部分です。

一方で、先ほど来CSRという形で今後いろいろなことを立て直していこうということで、企業としてのCSRというのは今いろいろな意味で活動がされてきたと思うのですが、企業の中の人間といいますか、公害防止管理者にしても何にしてもその人が持っている力量といいますか、社会責任を果たすというコンピテンシーが個人にプロフェッショナルとして保障されているか。

要するに我々はいろいろな専門家制度を導入してそれなりに企業に配置しているのですが、知識とか専門性という分野に関しては今までいろいろな意味で保障はできているわけですが、今後この種の制度を行ってまさにチェックの役割をしていただけるような方に関しては、よきコミュニティーの人間としてのコンピテンシーがそれなりにあって、もちろん企業の論理ということは十分わかった上で、コミュニティーの部分とそれとがコンフリクトを起こしたときにそれなりのプロフェッショナルとして発言できる、あるいはこういうチェックをきちっとできる、仮にある意味で測定値の誤差とかそういうものを考えたとき、操業をとめるかとめないかは別として、プロフェッショナルの面でこういう事態が起きたという報告や記録をきちっとさらに上位マネジメントに送ることができる、今回そういう一連の事例がたまってきた段階で専門家制度でそういうことが考えられてもいいのではないかなというのが1点。

それから、よくできた制度もだんだん制度疲労を起こしていくというのはいろいろなどころでみえてきているわけで、日常管理を充実させるということと同時に、先ほど井口委員がおっしゃられたことですが、非常にクリエイティブな発想で、管理としては日常的な管理というよりはある種一連のオブジェクティブを設定した上で道を自由にする。そのクリエイティブな部分を常時この制度の中に入れておかないと、こういう分野に張りつけられていらっしゃる方々の活動自体が非常に定型化してしまっていて制度疲労を起こしやすいのではないかと。リーダーの方々の役割はここで議論されていたわけですが、トップマネジメントの方々がこういう分野に対して中期方針なりそういうものの中で非常にクリエイティブに動ける場をつくっていただいて制度疲労を起こさないようにしていただければよろしいのではないかなと感じた次第です。

石谷座長　　どうもありがとうございました。

御指摘のとおりだと思うのですが、今日、資料7で中間整理ということで出されております。今まで自由討論でやってきたものを何らかの形で収束させていくために、最終的な報告書のイメージまでとはいっていないのですが、具体的にどこの部分にこういうことを入れたらいいとか、少しそういう形でも考えていただいて当てはめていただけますと事務局としても整理しやすいと思います。

今の御質問の件に関して、今日は郷原委員が御欠席だものですから、郷原委員が御出席になるといろいろと御意見があるかと思うのです。どうしてこういう制度があるにもかかわらず今おっしゃったような公害防止管理者という責任あるところの教育を受けた人がこういう状況になったかというあたりも非常に重要であると思います。まさに制度よりも個人的に疲労していたのではないかなというような話もありまして、そのようなところも一緒に考えてマネジメントシステムができないと、幾ら上の方のトップマネジメントがそういう意識をもっている現場で対応し切れないこともあるので注意が必要だというような御意見があったのです。我々が今ここで考えなければいけない当面の問題としては、こうい

うことが起きないように仕組みをまず作っておかないといけない。そういった面でもどこに問題があったかということをはっきりと明かにしておく必要があるかと思うのですが、その辺で御意見がありましたらお願いいたします。

それから、井口委員も先ほどから制度そのものを考え直すべきだという御意見でしたけれども、このパターンに合わせてどういう点で何が問題か、あるいは何かまだキーワードとか今までの議論が抜けていないかどうかといった観点でみていただくと整理しやすいと思いますので、もしお気づきの点がありましたら是非お願いいたします。

井口委員 この資料は今までの議論が非常によくまとめられていて理解しやすくなっていると思うのですが、言葉だけで今後環境管理をより精緻にやっていくためにということへいくと、どうしても私の考えの底には、今椿委員がおっしゃったように、企業が自主的にきめ細かく動いてもらわないとうまくいかないだろうと思っているのです。

そういうところからいきますと、例えば論点整理4の中の「公害防止・管理体制の整備・実施・検証」の中の4番目のドットのところに「多重監視体制」、これは他の意味で使われたのかもしれませんが、管理ということだけで何とかしようというのが前面に出てくるとまずいなという感じがしております。そのところを何か言葉をうまく選びながらまとめができたらいいのかなと思っていますので、少しまた考えさせていただきたいと思います。

石谷座長 どうもありがとうございました。

小島産業技術環境局長 先ほどの椿委員、井口委員の御発言、我々もその形を作るといふか、制度、仕組みを作るといふだけでは柔軟に対応できない、あるいは制度疲労をすぐ起こしてしまうということがあります。例えば6ページのところで、私の前回の言い方では46年の精神に戻れ、原点に戻れということなのですが、本質は何か、あるいは郷原先生もおっしゃっていた、求められている実質は何か、そこに立ち返ってそれぞれ対応しなければいけないと思います。この6ページのところは整理し切れていないので、そういう形と魂の部分、特に魂の部分をどのように表現し、どのように企業なり組織で実践してもらうか、このあたり御意見をいただいて、ここを充実させたら今のところが改善されるのではないかと思います。

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは奥寺委員、それから吉田委員。

奥寺委員 先ほど井口委員から、管理者だけの問題からもう少し考え方はないのかという話がありましたけれども、手前ども中小企業の話なのですが、何かあったときは公害責任者から社長に報告しろとか役員会で報告しろとか、そういった形であいまいになっていた部分があるなと感じていました。手前どもは常務が2人おるのですが、ISO14001を取得するときは、環境問題に関しては、A常務が担当することにしていました。いきなり社長とかそういう形だと風通しが悪いのかなという判断をしています。いってみれば環境大臣を指名して、そこでいろいろな議論をするという形にしました。私が直に報告を受けるよりは、皆さんも勉強していただいているし、よくなったのかなという感じです。

今年の4月だと記憶していますが、ある大企業 トヨタさんだったかどうか記憶は定かではないのですが、環境専門専務を設けるというニュースが何かの新聞に載っておりまして、大企業もそういう体質で環境というものに対していよいよ本腰を入れたのか

なと思います。大企業も環境専門の専務とか常務が置かれたということは今までの流れと少し変わってきたかなということです。井口委員の答えになるかどうかわかりませんが、たまたま私の経験と最近の新聞にそんなのが載っていたということでお話をさせていただきました。

石谷座長　　どうもありがとうございました。

吉田代理委員、どうぞ。

関澤委員（代理・吉田）　先ほどお話ししましたけれども、先ほど弊社の鉄の例とかが出ていましたので、今内部でいろいろ議論をしています。今回、資料7で問題の所在というところをもう少し深掘りする必要があるだろうと思っています。この3ページのところで、特に点線で「環境管理の重要性に対する意識の低下」と書いてあるのですけれども、これって一体何なのだろうなど。ここは「工場幹部」と書いてあるのですけれども、これは公害防止統括者の責務がきちんと果たされていないのではないかというような議論になっていまして、法律上、統括者というのは基本的には公害防止の設備の維持管理、測定、緊急時の対応を全部やりなさいというふうになっているわけですね。そういう今の法律を前提にすると、この部分が本当にきちんとできているのだろうかというのが1つの問題点として挙がってきているわけですね。今回ガイドラインをつくるのであれば、ここの部分をもうちょっと掘り下げて、この人がこういうことをきちんとやらなければいかんということを書いていかないといけないのではないかという議論になっています。

そうすると、下のところにありますように、これも関澤委員から前回申し上げたのですけれども、権限なしというのではなくて、ここは緊急時の対応なので、緊急時の対応の権限が不明確なためにそういうことが起こっているという認識なのではないかということです。製鉄所ですと、先ほど千葉市さんのお話の中にもありましたように当然協定を結ぶわけですが、全部統括者、製鉄所でいえば製鉄所長なり副所長名で結ぶわけですが、そうであれば、その協定に沿って生産するためにISO14001等をツールとしてそういうマネジメントをする必要があるのだろうと思うのですけれども、ここの部分はもうちょっと掘り下げないといけないのではないか、ここの部分の魂がなくなっているのではないか、こういう議論になっていますので紹介させていただきました。

石谷座長　　どうもありがとうございました。鉄鋼業界でこの件については今検討しておられるわけですか。

関澤委員（代理・吉田）　本件だけではないですけれども、いろいろ不祥事がありますので、環境だけではなくて労働安全衛生、防災を含めて経産省との間でいろいろなやりとりをしていまして、そういったやりとりの中で今後業界としてどういう取り組みをしていくのかということは今議論しています。そういったことで本件についてもいろいろ内部で議論させていただいているという状況です。

石谷座長　　その辺は事務局でも把握していらっしゃるわけですか。

山本環境指導室長　　鉄鋼業界の関係は製造産業局とかで今議論をしております。そこには我々ももちろん参画させていただいて、いろいろ情報はいただいております。おっしゃるように統括者としての本来の役割がどうあるべきだったのか、あるいはこの問題についてどう役割を果たすべきだったのか、この辺についてはもう少し我々も分析を進めていきたいと思っております。

石谷座長 その辺の結果は是非こちらに反映していただければと思います。

それから、この辺は篠原委員に特に伺いたいのですけれども、今のお話にも出てきたように環境の問題と安全、事故対策、そういうものをほとんど切り離させないような項目が非常に多いと思うのです。その中で安全とかに関しては、特に化学工場なんかでは非常に敏速に対応できるような仕組みができていると思うのですけれども、その中から環境だけが離れるというようなことがあり得るのですか。項目によって、これは環境だから後回しでもいいとか、これは安全だからまじめにやらなければいけないとか、そういうことはないはずになっていると思うのですが、現実にはどうなのでしょう。

篠原委員 今私どもの企業の場合には、安全、事故、火災、爆発、労働安全、本来であればもっと長期間でいえば労働衛生もそうなのですけれども、それと環境保全というのはほとんど同じレベルだと。問題の所在も多分同じではないかと私は自分では感じているのです。先ほど申し上げたのはその1つの例で、管理者と現場の従事者のコミュニケーションギャップがあるのかないのか、我々も随分分析をしているのです。

全ての工場の労働安全文化をある専門機関で分析して、これは私どもだけではないのだらうと思うのですけれども、管理者と現場とのいろいろな項目での意識の差が少しずつ出てきているというのを私は非常に重要視しています。恐らく安全の問題、公害の問題、環境保全の問題、意識としては企業の風土としては全て同じレベルだらうと。したがって、安全は先にして公害は後回しということはほとんどないと私どもは感じております。問題の所在はほとんど同じ次元の話ではないかと私自身は個人的には考えていまして、会社の工場の運営とかいろいろなところも人間という切り口から、あるいは組織の中のコミュニケーションとか企業の風土、職場の風土、そのような観点で今私は取り組んでいるところでございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

職場だけでなく社会的な風土かもしれないのですけれども、その辺が変わってきたかもしれないということがあるかと思えますけれども、その場合には今度は教育でカバーしないといけないということがあります。

ほかにこの資料7の線に沿って何か御意見がございましたら是非いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩淵委員 ページだと5ページぐらいになるかと思えます。これは枠のつくり方だけの問題でもなさそうだと思うのですが、何かといいますと、経営者を囲む枠が1つの枠にくくられているわけです。第1回目に少し触れたかもしれませんが、廃棄物もそうですし施設もそうです。水処理施設に関連する部門は別会社を起こして別会社が全部管理している。つまり企業の主体が分かれてしまっている場合があります。現状各企業によっても出てきておる。そうなるとう公害防止管理者の責務といいますか、委託の関係にもなるかと思うのですけれども、そこで責任が少し変わってきておる状況も生じているのではないかというのがあります。その辺の整理をこの中のどこかに触れておく必要があるのではなからうか。つまり派遣職員であるとか違う会社に対する権能、難しいのかもしれませんが、そのようなことを少し整理が要るのかなと考えております。よろしくお願ひします。

石谷座長 どうもありがとうございました。重要なポイントだと思いますので、そう

いうところは制度で抑えておかないとしり抜けになるということかと思えます。

ほかによろしいですか。

この資料7は今日いきなり出てきておりますので今何か御意見をということはなかなか難しいかもしれませんが、まだあと1回ぐらいは議論することになっていきますので、これを少し眺めておいていただいて、この中で、今岩淵委員がおっしゃったように抜けているところがあるのではないかと、こういうものを入れるべきだということがありましたら、是非次回にでも伺いたいと思います。今の時点でよろしいでしょうか。

最後に、岩淵委員に質問したいと思います。先ほどの話に戻りますが、環境の問題と経営的な問題との間にギャップがあるようだというような言及があったように思いますが、それは今でもかなりそういう認識をお持ちなのではないでしょうか。

岩淵委員 昔に比べてのウエートからすれば非常に下がってきていると思うのですが、逆にそこまでのことに思い至らないということ、要するに悪い事例が起こってから実はこんなところにあったと気づくことの方が多くなってきた。故意ということよりも知らずに、無過失みたいな意味合いがあるのではなからうかという趣旨で説明をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

石谷座長 そうすると、正に小島局長がおっしゃったように、公害公害とうるさかった時代に比べて少しのんびりしている可能性があるということでしょうか。さっき志々目委員がおっしゃったように、一度事故があるとコミュニケーションなんか非常に緊密になるけれども、それでは後の祭りだと、そういうことなのでしょうね。

それでは、特にこれ以上御意見がないようでしたら、時間も予定時間になりましたので、本日の検討会はこれで終了いたしたいと思います。

本日いただきました委員の皆様の御意見を踏まえて、引き続き議論を進めてまいりたいと存じます。

事務局から次回の予定についての連絡をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 次回の検討会は9月下旬に開催する予定です。事務局から委員の皆様方の御都合を伺い、日程調整させていただきます。

石谷座長 では、本日は御多忙のところ、長時間にわたり活発な御意見をいただき、まことにありがとうございました。

本日はこれにて閉会させていただきます。

## 5 . 閉 会